

## 平成30年度第23回草津市景観審議会 議事要旨

■日時：

平成30年6月27日（水）10時00分～12時00分

■場所：

草津市役所4階 行政委員会室

■出席委員：

秋山委員（会長）、我孫子委員、大塚委員、大西委員、佐野委員、杉江委員、辻野委員、西委員、浜本委員、福山委員、森川委員、矢原委員

■欠席委員：

壽崎委員、西尾委員、村上委員

■事務局：

草津市都市計画部 山本部長、六郷理事、打田総括副部長  
都市計画課 松尾課長、山岡課長補佐、清原主事、居川主事

■傍聴者：なし

■会議に付した事項：

議事 草津市屋外広告物条例施行規則の改正について

### 1. 開会

---

【山本部長】 <開会あいさつ>

### 2. 審議会の公開・非公開について

---

当審議会の公開、非公開の取り扱いについて、事務局より説明。

草津市景観審議会は、草津市景観審議会の運営に関する事務処理要領第3条第1項に基づき、原則公開となっているが、同条に定める非公開事由に該当する場合は、会長が会議に諮り、非公開とすることができることとなっている。

会長より、当議事内容については非公開にする事由はなく、審議経過の透明性を確保するという観点からも当審議会を公開にすべきと提案があり、委員一同了承。

当審議会は公開で行うこととされた。

### 3. 議事概要

---

議事については付帯意見をつけて了承とし、手続きを進めることとされた。

付帯意見として、以下の内容が付された。

案件1および案件2に関して、

- (1) 審議会資料に、増築の詳細な理由についての説明資料を添付すること。
- (2) 増築する建築物の外観が、既存の建物と調和がなされるように配慮すること。

主な意見および質疑は以下のとおり。

議事 草津市屋外広告物条例施行規則の改正について

(東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区)

#### 【事務局】

<資料について説明>

#### 【委員】

看板条例については理解したが、それ以前に建物の規制はどのように考えているのか。この商店街の原則である宿場町の景観を守り抜いていくことは我々の宿命であると考えるが、それをいとも簡単に高層化がどんどん進んでおり、今草津市が進めている看板条例の施策の反面、このバランスの悪さに疑義を感じる。建設事業によって狭い道を10トン車が走るが、これは産業道路でなく付近の住民の生活道路である。このことについて、業者と地元の住民とが何回も話し合っているが、なかなか建築請負者は聞く耳を持たない。市議員を通じて市に対し、この件について草津市はどのような考えを持っているのか、どのような対応をしているのかについて、また今後についてもしっかりと話をした。歴代の市長も、何とか宿場町の景観を守っていきたくてこられたにもかかわらず、いとも簡単にマンション化していく。こうなってくると、今いろんなことで規制をしているが、この宿場町が高層マンション街になってしまう可能性も十分あると思う。そういったことについて、草津市は建物に対する規制というものはあるのか。

#### 【事務局】

指摘いただいたことについては、部としても承知しており、地元住民と開発者との話し合いを順次進めて、地元住民に迷惑のかからないよう、業者指導をしているところである。また、マンション等の建設については、草津市景観計画の中で、今後できるだけ景観に配慮した建築物等となるよう指導をしていき、市として業者指導を徹底していきたい。

#### 【委員】

一方でこういう規制をつくりながら、一方で高層化の建物を許していく姿勢について、これからもそういう方向で草津市は進んでいくのか。

### 【事務局】

高層化については、開発者、地権者等の意向もくんで、その考え方を全て否定していくことは考えていない。その中で、景観に配慮したものを考えていただくよう、指導をしていきたい。

### 【会長】

具体的には、建物の高さを規制している区域はあるが、この地域に関してはそういう規制はない。用途指定とか、湖岸地域に関しては非常に厳しい規制がかかっているが、商業地域には高さの規制がかかっていない。歴史的に重要な景観だというなら、なぜそれをしないのかということをおっしゃっている。

### 【委員】

商業地域として形成されてきた商店街のほとんどが、今はもうシャッターであり、商店街の形をなしていない。そのため、住民の方はこれから生活していくためにどうしたらいいかを十分に考えておられる。建物も土地も手放して、ビルやマンションを建てるという考えが多く出てくると、せつかくの屋外広告物規制など、これからのこの町並みの形成をどうしていったらいいかという措置をしている中でもバランスが悪い。一方では、どんどん建物の高層化を許していく。10年も経過すればマンション街のところに、どれだけ規制しても何の意味もない。

### 【事務局】

開発を規制することは非常に難しい面もあるが、一方で中心市街地活性化基本計画の中で、まちの保全、にぎわいの創出ということにも努めている。その点本陣通りについては、空き店舗等の活用も含めて、活性化にも努め、住民の皆様方への周知にも努めている。その中で、今の開発されているようなことも考えられるが、市としては、まちなみの保全に努めているところが第一である。

### 【委員】

地域の声は非常に大事で、10年後には後ろにマンションが建っていて、でも前は景観に配慮されているようなまちなみができあがっていくことをイメージしている。大津の東海道沿いで整備が進んでいるところも、同じように市街地であり、東海道沿いであれば、商業地に指定されていてもマンションを建てようとする業者はいないが、草津も大津もそういう価値が認められる土地である以上、高度利用できるときにやはりマンションを建てようと、地権者の方も高く売れるので売ろうとするので、どうしてもそういうまちなみになってしまう。マンションを建てておられる業者はやはり地元と話をし、表は景観に配慮したつくりにしなが、後ろもそれに沿ったような意匠にしているものがあるが、どうしても都市計画が先にできているため、今さら言っても仕方がないというものもあるかもしれない。その中でも、我々は審議会ですできるだけその町並みだけは、見た目だけは守っていこうという趣旨で議論しているので、我孫子委員の指摘する根本的な話は非常に大事だが、この審議会でも議論すべきことではなく、別のところで草津市として検討していくべき話である。

## 【委員】

屋外広告物条例施行規則について、一点目に、3年の経過措置を設けて改修していくということだが、これは広告物を出している業者からすると出費になるが、その辺りの反発は考えられていないのか。二点目に、私はコミュニティ事業団助成の市民活動を行っており、南草津駅前に住む県外出身の方が多世代で、草津のことをあまり知らず、このまま子供たちが育ってしまうと町を守っていらっしゃる方と交流がなくて、草津の自慢ができないのではないかと、という考えから、例えば七福神めぐりや、商店街を大学生の企画で盛り立てる取り組みをしている。基本的に車を運転しないため、商店街もしばしばうろろするが、「この店いいよ」と言ったり、地図を書いたりしても、実際現場へ行くとどこか見つからないと言う友達がたくさんいる。例えば、少し奥まったところにできたカフェについて、地域の方から見てどう思うかは聞いてみたいところだが、そういう奥まったところは見つけれないとか、駐車場がどこにあるのかわからないという意見があるので、誘導する広告については、にぎわいを創出するためにはもっとわかりやすいような広告とか、広告とは外れるが、SNSやウェブサイトなど行政側も何らかのピンポイントでわかるようなツールがあってもおもしろいと思う。

## 【事務局】

一点目について、基準を改定した場合に抵触するのは、現在のところ案内表示の割合が少し小さいものが数点あるばかりで、今回見直しを行う基準とは、基本的にはそれほど乖離していないと思われる。現在の基準では、色の規制もなく、高さについても、20メートル程度、3階以上でも掲出できたが、自主的に看板を小さくされており、質の高いものが多いことから、あまり問題は起きないと認識している。そのため3年以内で直すことについて、苦情は少ないだろうと考えている。

二点目について、新規に、地図でわかりにくいような場所に看板をつけるときに、もう少し鮮やかな色にしたいというところが出てきた場合、理解をいただくのに丁寧な説明が必要である。また、自然素材を使ったものを推奨しており、色についても、弁柄のような明るい色の自然素材を使ったものについては基準を超えるため、そうした自然素材については超えてもいいというただし書きをつけさせていただく。建物も、そうした自然素材を使用してほしい、看板もそれと似たような材料を使用してほしいというように、明るい色でも、材料は自然素材にしてくださいと誘導し、まちづくりをしていきたいと思っている。

## 【会長】

こうした規制をするときには、一定の猶予を持って改正しないと、現実にできないというか、国道沿いに立っているような、大きな鉄筋コンクリートのものをすぐに撤去しなさいと言っても、それは難しいので、最長6年の猶予がある。かなり余裕を見ている規制なので、この本陣通りに関していえば、今、事務局が説明したとおり、そんなに心配することはないと思われる。これは、業者の負担、あるいは設置された方の負担になるといっても、それは守っていくための必要な負担だということで、この期間を設けることで合意いただけると

いうことで、これまでの経験でもやってきていることである。

二点目については、この審議会の話ではないので、むしろ観光担当部署がもう少し、今のようなSNSの時代に市も考えたらどうだというような意見として、記録には残しておいて、この審議会の答申にはないが、関係部局に伝えていただきたい。

**【委員】**

野立広告物の高さは6メートルとするとか、壁面広告物は1階・2階部分の4分の1以内にするとか、屋上広告物の高さとか、その辺りがいまいわからなかったの、(今回見直した本陣通りの規制基準が)端的に言うところ、禁止地域からモデル地区までである中で、大体どのあたりにあるのかというのを教えてほしい。

**【事務局】**

今回基準を設定するにあたり、都市計画道路大江雲仙寺線という幹線道路沿い30メートルの範囲としている「モデル地区」を一旦参照し、この本陣通り重点地区の基準を考えた。その中で、野立広告物の高さ、壁面の4分の1、この辺りの数字を採用したが、これは景観計画の中で壁面線、屋根の高さをどこまで認めようかという実質に合わせて、野立広告物の高さを若干下げたり、総量規制は設けなくても十分抑えられているということでやめたりしている。色彩については、規制があるのは、市内でも大江雲仙寺線沿いのモデル地区だけであり、彩度がYRから10Yで彩度10未満、GYから10Rで8未満ということで、彩度の規制についてはこれより厳しくしないと、どうしても目立ってしまうということがあるのと、先ほど少し説明したとおり、自然の緑の彩度が大体6程度であるため、これを超えてしまうと、緑より目立ってしまうことから、より厳しくしようということで、今回定めるのは、まず色を抑えて目立たないようにして、歴史的な、エイジングにより味の出る色合いにしていくため、あまりはっきりした色は避けるという趣旨で、彩度だけはほかの区域と比べてかなり厳しく設定している。基本的には、モデル地区を参照にして検討したものである。

**【委員】**

注意喚起のような目立つ看板は景観上あまりよくないと思うが、本陣通りにはあるのか。

**【事務局】**

飛び出し坊やがある。

**【委員】**

立木神社にあるような、のぼり旗はどうか。

**【委員】**

神社の境内で、例えば七五三のときなどに立っているのは、それほど気にならない。ただ、本陣通りとは別に、国道沿いの自動車販売店などで、のぼりがたくさん並んでいるのは、まして汚れが目立ったり破れていたりすると気になる。また、和菓子屋さんのように、江戸時代の浮世絵にもありそうな、そうしたイメージのものは特に気にならない。

**【会長】**

戦争シーンのようにたくさん、のぼりが並んでいるのは、何かの行事ならともかく、日常的

にあるのはあまり美しくない。

【委員】

個人的には、のぼり旗は地域の個性があり、風情があっていいと思う。

【委員】

内容によるが、雰囲気があるものは良いと感じる。

【会長】

のれんやのぼり旗は古くからある方法で、伝統的な方法の一つだと思うが、それを過剰に掲出するのはよくない。ただし、「何本まで」など、それを規制に書き込むのは難しい。原則として広告物の一つであるため、色は当然ここにある基準に従うこととなり、あまり派手な色はこの色彩規制に引っ掛かってくる。

【委員】

今回、ピンポイントで言われているのが本陣の商店街の立木神社からトンネルまでの区域であるが、商工会の立場としては、中小企業、零細企業、個人企業、個人会社をされている方々の事業発展が、いわゆる地域に税金なりの部分でしっかりと落としさせていただくことになると思う。また、草津市民にとって必要な企業をやっぱりきちっと、ニーズに合った形で持っていくということを、商工会議所は各企業の応援団というような立場としてある団体である。その立場から言わせていただくと、やはりこの本町商店街というところは非常に、先ほど我孫子委員も言われたように、マンションができ、商店についても後継者もいない、いろいろな意味合いでバランスが悪い地域になっている。草津市のいわゆるシンボルと言われる本陣があることを踏まえ、都市計画課も今までの歴史の中でイメージ的にどのような形で思っているかはわからないが、最近まちづくり会社というところもできて、そういった方々の意見等も聞きたいところはあり、伊勢のおかげ横丁のような町並みを、歴史的な雰囲気、いわゆる車も一定時間帯しか通れない、草津市も別のところに幹線道路をどんとつくって、駅前や立木神社までの商店街を歩行者天国的なイメージを、これから先の未来、イメージを持ってやっているのだという、非常に大事なところと整合性が出てくると思う。ただ、バランスが悪いのは、そういう計画もなく、マンションが建つのは人口が増えるからいろいろな意味合いもあるが、商売をしている者として、商店厳しい時代の中で、規制をかけるのは非常に大事だが、新規にこれからやる部分については当てはめなければいけないと思うが、既存にある部分にお金をかけてどうのこうのというようなことはあまり厳しく言わず、これから新しく看板などをする分についてはきちっとルールを守ってやってもらうという方向性でやっていただきたい。そして、町並みのことも踏まえて、今まで既存でやっておられる商店は、特にこの本陣通りは古い歴史を持っておられる商店であり、昔から諸先輩、先祖からずっとお世話になってきた店である、草津の地域を守ってきた人々であるという観点からも見て、もう少し優しい目で、例えばこのお寺の看板でも、これを規制するというよりも、もっとやるべきところがあって、そこと一緒看板の規制等もやっていくべきだが、看板の規制だけでものを語ると、いろんな部分で、地域で住んでおられ

る方々を踏まえ、いわゆる商店の社長の方々にも非常に危険というか、お金をかけて変えてほしいというのは、心地ない思いがするところである。要するに、基本的にはこの規制も大事だが、これから新規にすることにはきちっとルールを守り、既存の部分についてはもう少し余裕を持たせた時間を踏まえて、バランスのいい都市計画づくりをしていかなければ、この看板だけを突出してやるような審議では余りよくないと思う。これからの未来、子供たちが草津市に住むことも考えると、少し偏り過ぎだというような感じがする。反対ではなくて、これからすることについてはきちっと適応していこう、昔から既存にある部分については、期間は3年間持っているが、もう少し優しくできるような、例えば、5万円かかのであれば2万円ぐらいは補助しますよとか、そういうことも踏まえてやってあげてほしいと思っている。

**【会長】**

(資料に示されている) 電柱看板は、外す対象として出しているのか。

**【委員】**

(案内部分が) 40%でという、やはり塗り替えが必要となり、企業は年会費を電信柱会社にかかり払っておられると思われる。矢印を40%にしろという、そんな景観はしたって一緒。その景観を変えるなら、もっと変えなければならぬ部分がいっぱいある。

**【事務局】**

この電柱看板は特に小さいので、40%にするのがそれほど案内部分の率、面積が増えるわけではないのは確かである。案内部分の割合は一律でやらせてもらっているが、どちらにしても、この場所ではなく奥に入ったところだということを、車の場合ある程度大きな表示が必要である。歩きであれば、このぐらい小さい表示でいいと思うが、車で来られるとやはり40%とってもらったほうがわかりやすいということで、40%としている。

**【委員】**

矢印が40%あろうがなかろうが、景観というのは、町並みの周りの商店とか、そういった部分のアンバランス、その地域の人たちの意見、また損失、本陣通りについて集中的に協議するなら、本陣通りの代表の市議会の方や、町会長の方などに代表して来てもらって、その地元の意見をきちっとくみ交わしながら、我々審議会がやっていかなければ、この審議会で決まってしまうということもはっきり言って強制である。そこを、もう決まったことですから従いなさいという形になるのは、考えていただきたい。

<パブコメの結果を含め、東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区の指定について説明>

**【委員】**

最初にマンション建設がどんどん進んでいくという話があったが、本陣通りで歴史的な町並みを何とか頑張って残していこうということに、どういう意味があるのかという、基本的なことをもう一回押さえておく必要があると思っている。一つは、やっぱり草津の本陣という歴史的な町並みを地域の誇り、草津市の誇りとして残しておこうということ、もう一つ

は、おそらくそこに歴史的な雰囲気を残すことによって、沿道の商業者であるとか、あるいは周りの方々に、特に経済的な波及効果が生まれるだろうということが大きい目的かなと思っ

ている。  
そういう中で、本陣通りのこれから10年、20年先の姿を思い浮かべると、おそらくかなりの部分が高層マンション化し、その中でぽつぽつと本陣含めいくつかの歴史的な形状の、木造の建物が残っているというのが、今のままの規制でいくと、特に都市計画の規制でいくとそういう町並みの姿になるだろうと思われる。そういう中で、歴史的町並みが残るのはおそらく難しい。しかし、雰囲気だけはひょっとしたら残せるかもしれないということだと思うが、そういう雰囲気を何とか残していくことをいったときに、今ここで議論している広告規制はどうあればいいかという論点だと考える。そう考えたときに、厳しい見方をすると、今の規制は非常に中途半端というか、現状追認型というか、今の10年、20年先は状況が変わるけれども、その中でも何とか歴史的雰囲気を残していこうという意味でいうと、規制としてはどうかというふうを感じる。例えば、この4ページの非自家用広告物でいうと、自家用広告物は自分の敷地内に立てるためそれなりのお金とデザインを考えて設置するわけだが、非自家用になると急にその辺り、他の土地に立てるのだから情報さえ流せばいいというようなことになって、言葉は悪いが手抜きのようになってしまう。そうではなく、やはり非自家用もきちっとデザインや素材に配慮しなさい、ということをもっと規制する必要がある。この4ページの下には、追記事項として、支柱、枠の色彩は景観と調和する色彩を用いること、自然素材を積極的に採用することと一応書いてあるが、私はやはりもう少し基本的に町並みに調和した雰囲気のあるデザインにするとか、考え方をきちっと追記したほうがいいのではないと思う。

また、6ページ目の下の本陣通りの屋外広告物規制のイメージについて、屋外広告物①は、1階屋根のみの設置を認めるとあるが、これは大きさに規制は特になのか。

#### 【事務局】

大きさに規制は無い。

#### 【委員】

これも何らかの規制をしたほうがいいのかなと考える。現状を調査し、その中で、少なくとも現状マックスにするような大きさ規制は必要ではないかというふうに思う。

また、野立看板②の右側、高さ6メートルとあるが、こんなに要るのかという気がして、歴史的な町並み、少なくとも落ちついた雰囲気だけは残していく、継承していくことを考えると、6メートルは2階の軒先下までの高さであり、こんなに要るのかという疑問がある。

また、7ページ目でいうと、壁面広告物は1階と2階の壁面合計の4分の1を上限とするところがあるが、この4分の1という数字もこんなに緩くていいのかという感じがする。少なくともこの事例に出ているのが10分の1か、それ以下かもしれないが、この4分の1の根拠が何かを知りたい。少なくとも現状マックス、あるいは歴史的な落ちついた町並み、広告物が

ある程度コントロールされた町並みにするには4分の1よりもっと抑えてもいいと考える。これは現状を調査すれば数字は出ると考えられる。

また、右側の突出広告物④について、これは建物の壁面線より突出しないように規制を行うということであるが、この下の写真は壁面線より突出しているのではないか。

**【事務局】**

壁面線というのは、軒先の線という書き方のほうがいいのかもわからない。

**【委員】**

軒先線であれば理解できる。

それから、先ほど電柱の話もあったが、この形状を出されている方にとっては大変重要な情報だと思うが、これもこの大きさが本当にいいのかというあたりで、もう少し小さくしてもらってもいいと感じる。個人的な感覚だが、どちらにしても最初に述べたとおり、これからマンションがどんどんと沿道に建っていく中で、ぼつぼつと木造の歴史的な建物が並ぶようなことを、20年先の本陣通りのイメージ、町並みのイメージとした場合に、その条件の中で歴史的な町並みの雰囲気はどうやって残すかということが、おそらく沿道の商業者を含めて、より経済効果が高いものになるだろうし、草津の町並みも地域の歴史文化財を大事にしようという風潮につながると思うので、そういう中で広告規制はどうあるべきかを考えると、もう少し厳しくてもいいのではないかという意見である。

**【会長】**

もう少し緩くてもいいのではないかという意見と、もう少し厳しくという意見は当然出てくる意見だが、この審議会に与えられたこの案については、方針案の決定をこの審議会としては出さなければならないため、最終的には、この案に対してどういう答申を出すかということ、本日結論を出さないといけないことは、了解いただきたい。

**【事務局】**

壁面広告物の4分の1の規制について、ここに示す三味線屋は三味線のぼちのマークを格子戸に入れられており、これも広告物になると判断したため、これでいくと壁面の4分の1程度ではないかというところがあって、4分の1にした。

**【会長】**

ショーウィンドウは広告物に該当するのか。

**【事務局】**

ショーウィンドウの格子戸を三味線のぼちの形に切り抜いており、事業内容がよくわかるように表示をいただいていると認識している。

**【委員】**

三味線屋さんは看板を外へ出すつもりではないだろうと思われる。それなりに配慮すべきである。

**【事務局】**

10平方メートルを超えない屋外広告物については許可をとらなくていいとなっており、

総量が10平方メートルまでの範囲内であれば、許可申請を新たに出してもらう形をとらない。前から置いておられた看板は全部足しても10平方メートルないため、当然新たに申請は求めないと考えている。ただ、総量の上限は定めないが、10平方メートルを超えてくると許可申請が要り手数料が発生するので、そのラインで緩く総量規制をかけているという感じで考えている。

#### 【会長】

広告物の規制の意味は、町全体の雰囲気や調和が崩れるような広告物はやめてもらいましょうというものであるから、10分の1、4分の1などで規制できるものではないのではないか。

#### 【事務局】

今回の屋外広告物の基準見直しに当たっては、委員の御意見のとおり、その歴史的な雰囲気を10年、20年後まで保つことを目指し、こうした雰囲気を醸し出したいというイメージの中で、商店をされている方への配慮は必要と考えており、全部確認した中で、今現在、何らかの問題になる看板はないと事務局のほうでは判断した。ただし、何人かの委員から指摘いただいたように、今後新しく、例えば非自家用の派手な看板を出されるとか、自家用でも全然色合いの違うような看板を出されるとかというのは、やはり今これから景観重点地区の指定に向けて動いていくのに合わせて、広告物にも規制をかけていきたいという思いである。

委員からも意見があったように、確かにSNSなどの発信も観光として今後必要であるが、やはり現地に行った際にどこがお店か、どういうお店かというのがわかるように、そのお店の雰囲気に合わせた看板を、現在のところ出しているため、そういった広告物は認めていこうと事務局は判断している。

#### 【会長】

数値を厳しくすれば、精神が完成するというものではないと思う。基本的なところは必要だが、ある時点で作らなければいけない規制を、現実に応じて臨機応変に変えていくことも必要であり、一方でもう少し緩やかにという意見もあり、一方ではもう少し厳しくという両方の意見があるが、今回のこの案でとりあえずやってみようと、委員の意見を勘案して大体この中庸あたりでいったらどうだとまとめられるのではないかと。

#### 【委員】

今、資料2-2で準備会を設けて、景観形成重点地区の基準をつくり上げたという説明があったことから、恐らくこの広告物の規制の仕方も地元の人と一緒にやったということであり、一旦これは地元の総意でやることを、市としては法的根拠としてその規制を与えるということだと理解している。一旦はこれで進めてみて、当然何事もトライアンドエラーをしていくしかないと思っている。ただ、さまざまな懸念があることはきちんと議事録でまとめるなり、一部附帯意見とすることでいいと思う。

## 【委員】

一度厳しくすると、なかなか緩めることが難しい。立て看板などはやればやるほど店の努力が見えるし、応援してあげよう、ここで御飯食べようとか、そのように努力が見える店にやはり応援したいという気持ちがある。努力の見えない商店をいくら行政や我々の団体が働きかけても空回りという失礼だが、応援する価値がないと思っている。だから、やはり頑張っておられる企業をいかに応援するかという考え方を持っているので、商店街の人も一致団結していただいて、この考え方を踏まえていただきたい。看板を変えるのにお金がかかるため、特に中小零細企業、個人にとってはまだまだ厳しい時代であることを踏まえて、これから新しくすることについてはできる限りこの規制はしっかりとしていかなければならないと思うが、今既存でやっておられるところにお金をかけて変えなさいということについては、もう一回検討してほしい。

## 【委員】

地元の方の御意見をいろいろ聞かせていただき、景観形成重点地区の考え方について、なぜ大切にするかということについて、なるほどそれならば守らないといけないとか、それならば自分も取り組むかというようなおもしろい用語を入れる、例えば、昔からある祭りはどんなものがあるかや昔の照明はどんなものがあるか、旧町名を40%記載するなど、ちょっとした遊びというか、皆さん地元を誇りを持っておられると思うので、やっていただけたらと思う。

## 【会長】

各所でそういった旧町名を挙げて、その由来を書くなど、まさに歴史的な発掘というか、発見を促すような取り組みは、草津でもやっていると思われる。意見があったような、例えば良い店がネットに出ていてもどこにあるかわからないとき、看板を探してもなかなか見つからないことは確かにあることから、公民館に大きな地図を設けて案内するといった工夫も必要と考える。また、看板というのも一つのアイデアの表れだと思っており、単に人を呼び込むだけでなく、店の個性を出す看板というのはむしろ望ましいと考える。そういう意味では、雰囲気合って、かつその店の個性をうまく出すような工夫をしていただくことが町全体のためにもなる。看板は単に案内板ではないという意図を酌んでいただきたい。

<答申案を作成している間に、報告事項について説明>

<答申案について意見、加筆修正>

<答申案の読み上げ>

議事 : 草津市屋外広告条例施行規則の改正について

答申 : 了とする。

附帯意見 : 広告物の規制については、歴史街道としてのたたずまいや町のにぎわいを創

出する目的に即した内容を考慮して運用を図ること。地域の特性に即して、今後、地域の意見を尊重しながら必要に応じて見直しを検討する。

#### 4. 閉会

---

【六郷理事】 <閉会あいさつ>

以上